

## 多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 多可町内に居住する高齢者に対して、ペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の整備に要する費用の一部を補助することにより、安全運転意識の向上を図り、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的として、多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、多可町補助金交付規則（平成17年多可町規則第118号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自家用自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、自動車検査証の「自家用・業務用の別」欄に「自家用」と記載されたもの

(2) 安全装置

次のいずれかに定めるペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するもの。ただし、後付けの安全装置については、急発進等抑制装置の先行個別認定要領（令和元年10月15日付国自技第107号「急発進等抑制装置に係る先行個別認定の募集について」別添）に基づく認定を受けたものに限る。

ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置（ただし、車内の操作により機能を停止することが可能なものに限る。）

イ 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたカメラ又はセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置

(3) 運転免許証

道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期限内にあるもの

(補助対象者)

第3条 この要綱により、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人とし、補助対象者1人につき1回限りの交付とする。

(1) 第6条の申請の日において、町内に住所を有する者

- (2) 75歳以上の者（交付申請を行った日の属する年度の3月末までに75歳以上に到達する者を含む。）
- (3) 自動車（自動二輪を除く。）を運転できる有効期限内の運転免許証を保有している者
- (4) 兵庫県が実施する高齢運転者事故防止対策事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けた者
- (5) 自家用自動車に安全装置を設置した者。ただし、安全装置を設置する自家用自動車は、補助対象者が運転する場合に主に使用する自家用自動車であって、自動車税又は軽自動車税の未納がないものに限る。

（補助対象経費）

第4条 補助対象となる経費は、補助対象者が運転する場合に主に使用する自家用自動車に後付け安全装置の購入及び設置するのに要した経費で、県補助金の交付対象となった経費とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、補助対象事業に係る経費から県補助金を差し引いた額とし、1万1千円を上限とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金に係る補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書の写し
- (2) 運転免許証（氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む。）の写し
- (3) 県補助金に係る安全装置設置証明書又は安全装置に係る領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、速やかに多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 町長は、前条の額の確定を行ったのち、補助対象者から提出される多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金請求書（様式第3号）により補助金を交付する。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助対象者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助

金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 県補助金の交付決定が取り消されたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和元年12月25日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付申請書

年 月 日

多可町長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金の交付を受けたいので、多可町高齢運転者事故防止補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請するとともに関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 兵庫県が実施する補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書の写し
- (2) 運転免許証（氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む。）の写し
- (3) 県補助金に係る安全装置設置証明書又は安全装置に係る領収書の写し
- (4) その他

3 誓約事項

- (1) 原則として、安全装置の設置後1年6か月間は設置した自動車を使用すること
- (2) 装置設置等後に発生した事故や故障について、多可町が一切の責任を負わないことを了承すること

様式第2号（第7条関係）

多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

多可町長 印

年 月 日付で申請のあった多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金については、多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金の交付条件
  - (1) 補助事業者は、多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
  - (2) 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の返還を求めることがあります。

様式第3号（第8条関係）

多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金請求書

年 月 日

多可町長 様

住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金について、多可町高齢運転者事故防止対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の支払先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	支店・本店 支所・出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	※いずれかチェック <input checked="" type="checkbox"/> 又は黒塗り
口座番号		
(フリガ ナ) 口座名 義人		

※振込先は申請者本人の口座に限ります。

※名義人及び口座番号等のわかる通帳の写しを付けてください。